

情報名

フィリピン税制改革 ~ パッケージ1の概要

ニュースソース

太陽グラントソントン・アドバイザーズ株式会社 (ディレクター 伏見 将一)

## ニュースレター

フィリピンにおいて20年ぶりとなる税制改革の第一弾(パッケージ1)が本年1月に施行されました。本改革は、ドゥテルテ政権が掲げる中間所得層の拡大・貧困削減、インフラ整備の実現に向けた財源確保のための重要施策となっています。

税制改革は5段階に分けて計画されており、第一弾には、個人所得税の減税、一部物品税の引き上げおよび新設等が含まれています。また、法人税率の引き下げや税務優遇制度の見直しを含む、第二弾法案も国会に提出されており、今後の動向が注目されます。

### < 太陽グラントソントン・アドバイザーズ株式会社 >

#### I. 税制改革の狙いと背景

2016年6月、国民から様々な改革を期待される中で、ドゥテルテ大統領が新政権をスタートさせました。日本ではドゥテルテ大統領の過激な言動が注目されていますが、ドゥテルテ大統領が目指しているフィリピンのビジョン、その実現に向けての戦略を簡単に紹介します。

ドゥテルテ大統領は、2040年までに貧困を撲滅し、中間所得層が人口のマジョリティを占めることで、競争力があり、効率的で、政治的混沌の無い国となることを目指しています。これに関連して、2022年までに約6百万人の貧困層を救い、貧困率を21.6% (2015年) から14%と減少させ、1人当たりの国民総所得を3,550ドル(2015年)から5,000ドルまでに増加させる政策を掲げています。この政策を実現させるためには、大規模インフラ投資、教育、社会保障への投資が不可欠となり、年間で1兆ペソ以上の追加資金が必要と計算されています。

この財源確保のために必要とされているのが税制改革です。税制改革の目的は、一般国民の税負担を減らし国民の生活を向上させること、そして経済社会政策実現のために必要な財源確保のためと位置付けられていて、The Tax Reform for Acceleration and Inclusion(加速と内包的成長のための税制改革)、通称「TRAIN」と呼ばれています。

#### II. 税制改革パッケージ1: RA10963(共和国法第10963号)の主な内容

税制改正は、いくつかのパッケージに分けられ、第一弾であるパッケージ1は、約1年間にわたる上下院での議論や各産業界との調整や攻防を経て、大統領により2017年12月19日に承認され、2018年1月1日に施行されました。税制改革パッケージ1の主な項目に関して、以下説明していきます。

当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行及び情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用頂き、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各方面の専門家にご相談下さるようお願い致します。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行及び情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

## 1. 個人所得税関連の見直し

### (1) 個人所得税テーブル

従来、給与所得に対する個人所得税は5%～32%の累進課税テーブルが採用されていて、当該テーブルは1997年以来約20年間見直されていませんでした。20年前の所得を基準とした累進課税テーブルであったため、現在のフィリピン人のマネージャークラス(年間50万ペソ以上の所得)で、最高税率である32%が適用となる状況であり、中間所得層に対して特に重い税負担となっていました。変更後のテーブルでは、一部の高額給与所得者を除き減税となります。

<個人所得税に関する新旧比較>

旧法		新法		
		2018年1月から 2022年12月31日		2023年以降
年間所得額(ペソ)	税率	年間所得額(ペソ)	税率	
1万以下	5%	25万以下	0%	0%
1万超～3万以下	500 + 1万を超える部分に10%	25万超～40万以下	25万を超える部分に20%	25万を超える部分に15%
3万超～7万以下	2,500 + 3万を超える部分に15%	40万超～80万以下	30,000 + 40万を超える部分に25%	22,500 + 40万を超える部分に20%
7万超～14万以下	8,500 + 7万を超える部分に20%	80万超～200万以下	130,000 + 80万を超える部分に30%	102,500 + 80万を超える部分に25%
14万超～25万以下	22,500 + 14万を超える部分に25%	200万超～800万以下	490,000 + 200万を超える部分に32%	402,500 + 200万を超える部分に30%
25万超～50万以下	50,000 + 25万を超える部分に30%	800万超	2,410,000 + 800万を超える部分に35%	2,202,500 + 800万を超える部分に35%
50万超	125,000 + 50万を超える部分に32%			

### (2) 非課税賞与枠、基礎控除、扶養控除等

個人所得税の税率の変更に加え、各種控除に関する変更が実行されました。個人所得税率を引き下げた一方で、控除項目が廃止される形となりました。

	旧法	新法
非課税賞与枠	年間82,000ペソ	年間90,000ペソ
基礎控除	年間50,000ペソ	廃止
扶養控除	1名あたり25,000ペソ、最大4名まで	廃止
その他の控除	20,000ペソの相続	廃止

### (3) フリンジベネフィット税

フリンジベネフィット税は、管理職の役職に与えられる付加給付に対する税金です。旧法では付加給付の金銭価額を68%(100% - 32%)で割り戻した額に旧法の個人所得税の最高税率である32%を乗じることで計算されていましたが、新法では個人所得税率の変更に応じて、65%(100% - 35%)で割り戻した額に新法の個人所得税の最高税率である35%を乗じた額が税額となります。

## 2. 物品税の変更および新設

### (1) 物品税の変更

#### 自動車税

自動車税に関して、60万ペソ以下等の低価格帯の車両については増税となりました。また、ハイブリッド車や電気自動車等に関して新たな優遇の枠が設けられています。

<自動車税に関する新旧比較>

旧法		新法	
製造価額・輸入者販売価格 (ペソ)	税率	製造価額・輸入者販売価格 (ペソ)	税率
60万以下	2%	60万以下	4%
60万超～110万以下	12,000 + 60万を超える部分に20%	60万超～100万以下	10%
110万超～210万以下	112,000 + 110万を超える部分に40%	100万超～400万以下	20%
210万超	512,000 + 210万を超える部分に60%	400万超	50%
		ハイブリッド車	上記税率の50%
		電気自動車、ピックアップ車	物品税対象外

#### 石油製品の物品税

ガソリンについては、大幅な増税が決定されました。2018年から2020年まで段階的に増税となり、2020年までには多くの石油製品が2倍以上の増税となります。また、従来は物品税の対象外でしたが、今回、新たに課税対象となる製品もあり、今後、国内運送業者の大幅なコスト増につながる事が予想されます。

<石油製品の物品税に関する新旧比較>

(ペソ)

	旧法	新法		
		2018年	2019年	2020年
潤滑油、グリース(/L or /kg)	4.50	8.00	9.00	10.00
加工ガス(/L)	0.05	8.00	9.00	10.00
ワックス、ワセリン (/kg)	3.50	8.00	9.00	10.00
変性アルコール (/L)	0.05	8.00	9.00	10.00
ナフサ、レギュラーガソリン、熱分解ガソリンおよび類似の乾留ガス(/L)	4.35	7.00	9.00	10.00
プレミアムガソリン(/L)	4.35	7.00	9.00	10.00
航空燃料 (/L)	3.67	4.00	4.00	4.00
灯油(/L)	0.00	3.00	4.00	5.00
軽油 (/L)	0.00	2.50	4.50	6.00
液化石油ガス (/kg)	0.00	1.00	2.00	3.00
アスファルト (/kg)	0.56	8.00	9.00	10.00
バンカー重油 (/L)	0.00	2.50	4.50	6.00
石油コークス (/ton)	0.00	2.50	4.50	6.00

当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行及び情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用頂き、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各方面の専門家にご相談下さるようお願い致します。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行及び情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

## その他

上述のほか、鉱物製品に関する物品税やたばこ税に関しても税率の変更が行われています。

### (2) 新設された物品税

#### 加糖飲料税

今回、新たに加糖飲料が物品税の対象とされました。加糖ジュース、加糖茶、炭酸飲料、スポーツドリンク等や、ノンアルコール飲料で加糖されているものに関して、フィリピン国内製造、輸入製品のいずれの場合も対象となるとされ、消費者に大きな影響を与えられます。

一方、加糖飲料であっても、輸出製品、ココナッツシュガーのみ、あるいはステビア配糖体を使用している飲料、粉ミルク、豆乳等の乳製品や、100%ナチュラルフルーツジュース・野菜ジュース、医療用飲料、食事代替用飲料等は物品税の対象となりません。

< 加糖飲料に関する新税率 >

	新法
カロリー甘味料のみ、ノンカロリー甘味料のみ、あるいは混合した加糖飲料	6ペソ/ℓ
高果糖コーンシロップのみ、あるいは高果糖コーンシロップとカロリー甘味料との混合された加糖飲料	12ペソ/ℓ

## その他

上述のほか、審美目的の美容処置に関して物品税が新設されています。

### 3. VAT(付加価値税)課税対象取引の拡大

VAT(付加価値税)に関しては、「物品もしくは財産を売買、バーター、交換もしくはリースする者、サービスを提供する者および物品を輸入する者に付加価値税を課す」と規定されています。

旧法とその他特別法において、免税項目として60以上もの項目が規定されていました。税制改革において、財務省としては多くの項目の免税項目を廃止する意向でしたが、各界の反発を受けて、免税項目のほとんどが撤廃されませんでした。

一方、従来、ゼロレートVATとされていた国内輸出型企業との取引、税制優遇を受けているPEZA企業等との取引、いわゆる間接輸出に関してゼロレートの適用とならないとの議論が行われましたが、結果として、その取扱いはVATの還付制度が改善されてから当該取引に対するゼロレートの適用を廃止するとされました。ただし、ドゥテルテ大統領が「特別法の下、別の関税領域とされている登録企業との取引を輸出取引」とする新法の条項に拒否権を行使しているため、実務的な扱いについて、今後の動向に留意が必要です。

従来からVATの還付が実施されず手続きも長期間かかることが大きな問題となっていました。今回の税制改革においてVAT還付の制度に関しては、VAT還付の実効性を担保し迅速化を図る施策が含まれているものの、過去の経緯を考慮すると、これが有効な抜本的な解決につながるか否かについては慎重に判断する必要があると考えられます。

## 4. 寄付金課税、相続税

### (1) 寄付金課税

寄付金課税に関して、旧法では寄付金相当額に応じた累進課税の取り決めがされていましたが、新法では25万ペソ超の寄付金相当額に関して、一律6%の税率が適用されることになりました。

一般企業では、寄付金課税はあまり馴染みのない税金かもしれませんが、フィリピン企業の株式譲渡の際に、売却価額が時価よりも低い場合、当該差額は寄付金とみなされ課税されます。

< 寄付金課税に関する新旧比較 >

旧法		新法	
寄付金相当額 (ペソ)	税率	寄付金相当額 (ペソ)	税率
10万以下	免税	25万以下	免税
10万超 ~ 20万以下	0 + 2%	25万超	6%
20万超 ~ 50万以下	2,000 + 4%		
50万超 ~ 100万以下	14,000 + 6%		
100万超 ~ 300万以下	44,000 + 8%		
300万超 ~ 500万以下	204,000 + 10%		
500万超 ~ 1000万以下	404,000 + 12%		
1000万超	1,004,000 + 15%		
親族以外の第三者間の贈与	30%		

### (2) 相続税

相続税についても、旧法では相続する財産の額に応じた累進課税でしたが、新法では一律6%の税率が適用されることになりました。今まで、ルールの煩雑さや高い税率のために進んでいなかった財産の相続を進め税収の促進を図ることが目的とされています。また、基礎控除額や住宅を相続する場合の控除額等の拡大、葬儀費用等の一部控除項目の廃止の改正も行われています。

< 相続税に関する新旧比較 >

旧法		新法	
課税対象額 (ペソ)	税率	課税対象額 (ペソ)	税率
20万以下	免税	200万超 ~ 500万以下	135,000 + 11%
20万超 ~ 50万以下	0 + 5%	500万超 ~ 1000万以下	465,000 + 15%
50万超 ~ 200万以下	15,000 + 8%	1000万超	1,215,000 + 20%
			一律 6%

## 5. 印紙税の増税

印紙税に関しては、当初議論がされてい wasn't でしたが、上院での議論の最終局面で、突然法案に盛り込まれ、約2倍の増税がされる形となりました。

< 主な印紙税の新旧比較 >

対象取引・文書	旧法	新法
株式発行	200ペソ毎に1ペソ	200ペソ毎に2ペソ
株式譲渡	200ペソ毎に0.75ペソ	200ペソ毎に1.5ペソ
債務証券(融資契約)	200ペソ毎に1ペソ	200ペソ毎に1.5ペソ
銀行小切手、譲渡性預金証券発行等	1.5ペソ	3ペソ
リース	2,000ペソまで3ペソ 2,000ペソを超えた分について 1,000ペソ毎に1ペソ	2,000ペソまで6ペソ 2,000ペソを超えた分について 1,000ペソ毎に2ペソ

## 6. その他

上述のほか、キャピタルゲイン税に関する変更や税務申告頻度に関する改正が盛り込まれました。

## III. 税制改革パッケージ2(法人税率の引き下げ、税務優遇制度の見直し)の動向

2018年2月現在、税制改革パッケージ1が2018年1月から適用されたことにより、企業や個人は対応に追われている状況にある中で、第二弾であるパッケージ2の法案の検討がすでに進められています。パッケージ2は、主に法人税に関する見直しが予定され、法人税率の引き下げ、税務優遇制度の見直しが検討されています。

従来からフィリピンの法人税率はアセアン諸国の中で最も高い30%であり、その一方でGDPに対する税率は低いことから見直しが必要と考えられてきました。税務優遇制度に関しては、PEZAやBOI等の複数投資優遇機関が存在し100を超える投資に関連する法律が混在する状況にあるため、税務優遇制度の見直しにより公平な課税を実現するという趣旨です。

税務優遇制度の見直しに関しては、特に輸出志向型の外資系企業における優遇税制に大きな影響を与えることが懸念されており、外国商工会議所や各機関から見直しには熟考が必要との声が上がっています。今後の動向に注意が必要です。

### 【執筆者紹介】

伏見 将一 (ふしみ しょういち)

太陽グラントソントン・アドバイザーズ株式会社 ディレクター 公認会計士

2005年にASG監査法人(現 太陽有限責任監査法人)入所。上場企業および外資企業に対する法定監査業務、財務デューデリジェンス業務や上場支援業務等に従事。2013年から2017年までフィリピン大手会計事務所であるP&A Grant Thorntonに出向。ジャパンデスクのディレクターとして、200社の現地日本企業に対し、監査、税務、アウトソーシング、会社設立、アドバイザリー、会計全般サービスを提供。2017年7月より太陽グラントソントン・アドバイザーズ株式会社にて海外アドバイザリー業務担当。

お問い合わせ先 株式会社 三井住友銀行 グローバル・アドバイザリー部 企画グループ Tel : 03-6706-5616

当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行及び情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用頂き、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各方面の専門家にご相談下さるようお願い致します。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行及び情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。